

奈良県告示第二百七十九号

次の私道の廃止は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十五条第一項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めた。

令和五年十二月十五日

奈良県知事 山下 真

- 一 廃止の場所（令和五年九月二十六日現在の地番による。）
桜井市大字粟殿五六四番の一部
- 二 申請者氏名 株式会社朝日不動産 代表取締役 前田徹
- 三 申請者住所 大和高田市旭北町六番二三
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三三・七〇メートル
- 六 廃止年月日 令和五年十二月一日
- 七 廃止番号 建第R五―二号